

議員提案第8号

水道施設の更新及び耐震化に対する国からの財政支援の拡充を求める意見書

我が国の水道事業は、水道法のもと、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的として推進されてきた。

一方、現在では、高度経済成長期以降に整備された水道管等水道施設の老朽化が進行していること、大規模な災害の発生に備えた耐震化の推進も急務となっていることから、水道施設の更新及び耐震化にかかる費用の増大が問題となっている。

また、水道事業は、地方公営企業法により、地方公共団体が経営する企業として独立採算が求められるとともに、水道法により、長期的な観点から将来の施設の更新に必要な財源を見込んだ水道料金の算定が求められている。

これらの状況を踏まえ、本市では、経営の効率化、健全化に努めるとともに、将来にわたり水道を持続可能なものとするため、令和3年1月から平均改定率を25.01%とする水道料金の改定を予定している。厳しい経営状況が続く水道事業者にとって、安定給水や災害対策のため実施している水道施設の更新及び耐震化にかかる事業費は莫大なものであり、健全な経営を維持するうえで大きな負担となっているが、本市の水道料金は、改定後もなお交付金の交付基準として国が示す料金に達しないことから、採択基準に合致せず、水道施設の更新や耐震化に対し、国からの財政支援を受けることができない状況にある。

地方公営企業法第3条には、地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないと規定されていること及び水道法の目的を踏まえ、政府は、水道事業の公共性を重視し、水道施設の更新及び耐震化を保障するために財政支援の一層の拡充を行うよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき、意見書を提出する。

令和2年9月25日

川口市議会議長

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
様